

## 役員報酬及び費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本測量協会（以下「協会」という。）定款第26条の規定に基づき、役員報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第20条に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務の遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であり、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（日当、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 協会は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は年俸とする。
- 3 非常勤役員に対して、協会より特別の任務を委嘱した場合にあっては、協会規定に基づき謝金等を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ第8条に規定する退職金を支給することができる。

### (年俸及び報酬等の額)

第4条 常勤役員の年俸については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）（以下「給与法」という。）に規定する指定職俸給表にある者が受ける年間給与に準ずる取扱とし、次の各号に定める額の範囲内で、会長が理事会の承認を得て別に定める。

- 一 会長 給与法に規定する指定職俸給表4号に相当する額
- 二 副会長 給与法に規定する指定職俸給表3号に相当する額
- 三 専務理事 給与法に規定する指定職俸給表2号に相当する額
- 四 常務理事 給与法に規定する指定職俸給表1号に相当する額
- 五 理事 給与法に規定する指定職俸給表2号の額から指定職俸給表1号の額を減じて得た額を、指定職俸給表1号の額から減じた額に相当する額

- 2 前項の第一号から第四号に掲げる役員のうち、非常勤役員における報酬については、その勤務実態に応じて、会長が理事会の承認を得て別に定める。
- 3 非常勤役員（前項の規定により報酬が支給される役員を除く。）の職務に対する対価として、理事会及び監事監査への出席に当たっては、1日につき10,000円（税抜き。）を支給する。ただし、第2条に定める日当は支給しない。

（報酬の限度額）

第5条 役員の間年報酬総額は、1億円を限度とする。

（報酬の支給方法）

第6条 第4条の規定に基づく役員の間報酬は、同条に定める額を12で除して得た額を、月例で支給する。

（報酬の支給日等）

第7条 前条による月例の支給日については、毎月25日とする。ただし、その日が休日のときは、25日前において、その日に最も近い休日でない日とする。

- 2 報酬等は、法令等に基づき、控除すべきものの金額を控除し、その残額を、通貨で直接本人に支払うものとする。ただし、本人の届出により本人名義の金融機関の口座に振込みの方法により支払うことができる。

（退職金）

第8条 退職金は、任期満了、辞任又は死亡により退任した常勤理事（週5日勤務する者に限る）に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 退職金の額は、当該理事が任期満了、辞任及び死亡により退職した日に受けていた第4条に規定する俸給月額に、在職1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額とする。ただし、次項に規定する引き続き在職したとみなされる者の退職金は、異なる役職の在職期間ごとに算定した額の合計額とする。
- 3 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び役員に就任したときは、その者の退職金の支給については、引き続き在職したものとみなす。
- 4 在職期間の月数の計算は、常勤理事に就任した日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数が生じたときは、1月と計算するものとする。

（退職金の支給制限）

第9条 常勤理事が協会定款第25条の規定に基づき解任されたときは、前条の規定に基づく退職金を減額し、又は支給しないことができる。

（費用負担）

第10条 役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

2 常勤理事が、通勤のため交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする場合には、当該役員が負担する運賃の額を通勤手当として支給し、その計算方法は協会職員給与規程に準ずるものとする。

(端数処理)

第11条 この規程により算定した額に、1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(改正)

第12条 この規程の改正は、総会の議決を経て行う。

(補足)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

附則

この規程は、公益社団法人日本測量協会の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、令和2年6月25日から施行する。